

令和5年（行コ）第56号環境影響評価書確定通知取消請求控訴事件

控訴人 鈴木陸郎 外44名

被控訴人 国

2023年（令和5年）4月10日

東京高等裁判所 第10民事部ニホ2係 御中

## 控 訴 理 由 書 1

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 呉 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

弁護士 半 田 虎 生

弁護士 永 井 久 楽 太

(目次)

(地球温暖化の危機と原審における、事実適示・事実認定の欠落について)	4
第1 はじめに	4
第2 原審の誤り	4
1 原審が認定した事実	4
(1) 前提となる事実	4
(2) 認定事実	5
2 原判決は地球温暖化の危機を全く認定していないこと	6
(1) はじめに	6
(2) 原判決は地球温暖化の事実自体を正面から認定していないこと	6
(3) 地球温暖化による甚大な被害の発生	8
ア 控訴人と被控訴人（一審原告被告）の主張	8
イ 気候変動による日本各地の被害についても何ら認定をしていないこと	8
ウ 気候変動による世界各地の被害についても何ら認定をしていないこと	11
3 控訴人らの居住する横須賀地域における被害・悪影響について	12
(1) 控訴人らが気温上昇による生命健康の具体的被害のおそれにとさらされていること 生命に危険のある猛暑が発生していること	12
(2) 三浦半島における降水量の増加	13
(3) 台風の強大化	14
(4) 三浦半島における土砂災害のおそれ	15
ア 控訴人らが直面した土砂災害による生命・財産侵奪のおそれ	15
イ 控訴人らが居住する三浦半島は地質的、都市計画的に特に土砂災害のおそれが高いこと	17
(5) 横須賀周辺地域の地質は崩れやすい、大雨により土砂災害が起きやすいという特徴	17
4 海の危機～海の生態系が壊れ海中観光業者と漁業者がその生業手段を奪われつつあること	17

(1) 控訴人武本の一審での原告本人尋問結果より明らかになったこと	三浦半島
における海洋生態系の変化.....	17
(2) 原告番号47の控訴人(小松原哲也)の一審での原告本人尋問結果より明らかになったこと.....	18
(3) 原判決が以上の点を認定から欠落させていること.....	20
5 小括.....	21
第3 原審事実審口頭弁論終結後も地球温暖化による甚大な被害が確認され、排出が続けば、さらに拡大が予測されていること.....	21
1 気候変動は既に、人間が居住する世界中の全ての地域で影響を及ぼしていること.....	21
2 危険な気候変動の影響の確実な将来予測を具体的に示したAR6.....	22
3 気候危機の回避は脱化石燃料と再生可能エネルギーによる排出削減にかかること.....	24
4 気候危機の回避はこの10年の排出削減の実行にかかっていること.....	25

## (地球温暖化の危機と原審における、事実適示・事実認定の欠落について)

### 第1 はじめに

原審は、原審判決（以下「原判決」という。）の第2・2・「前提事実」（原判決2～9頁）並びに、第3・1・「認定事実」（原判決90～107頁）のいずれにおいても、控訴人らが原審で主張立証をしていた、地球温暖化にかかる日本の具体的な被害発生の実事、世界各地で発生している熱波等の異常気象がもたらす甚大な被害、世界各国の最高裁判所における地球温暖化に対する諸判決、地球温暖化に関する科学的な知見の内容及び集積状況など、何らの事実認定をしていない。

さらには、下記のとおり、被控訴人の自白が成立している事実でさえ認定をしていない。

したがって、原判決にはその判断の基礎とした事実に重大な遺漏・欠落があるまま判断したもので重大な違法があり、破棄されるべきである。

### 第2 原審の誤り

#### 1 原審が認定した事実

##### (1) 前提となる事実

原審が前提となる事実として認定をした事実は次のとおりである。

すなわち、「第2・2・(1)当事者等（原判決2頁）」、「同・(2)本件事業の経過」として「ア 旧火力発電所の稼働状況」（3頁）、さらに「イ 新設発電所の環境影響評価」において、「(ア)配慮書」（4頁）、「(イ)方法書」（4頁）、「(ウ)準備書」（5頁）、「(エ)評価書」（5頁）、「(オ)変更命令をする必要がない旨の通知」（5頁）、「(カ)工事計画の届出及び発電所建設工事の着工」（6頁）、「(3)本件訴訟の提起」（6頁）、「(4)基本的事項告示及び合理化ガイドライン」として「ア 基本的事項告示」（6頁）及び「イ 合理化ガイドライン」（7頁）、「(5)パリ協定及び温室効果ガス削減についての日本の目標」として「ア パリ協定」（8頁）及び「イ 日本の2030年

度の目標」(9頁)のみである。

次項でも述べるが、例えば、原審において、被控訴人は、準備書面(3)の第2・4・(2)・イ「(2)気候変動による被害の現実化」について(6頁)において、控訴人(一審原告)が主張し提出をした、「IPCC 第5次評価報告書 気候変動2014統合報告書 政策決定者向け要約」(甲11)、「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス(GHG)排出経路に関するIPCC 特別報告書」(甲12)の記載内容については、被控訴人においても、「第2ないし第4段落については、1.5℃特別報告書及びAR統合報告書に記載の限度で認め」ているにも関わらず、当該項目において前提事実としてあげられていない。このように、原判決には重大な事実の遺脱がある。

## (2) 認定事実

認定事実として、原判決は、次の事実を認定している。

すなわち、「第3・1・(1)本件事業の計画内容(温室効果ガスについて)」(90頁)、「(2)計画段階配慮事項の選定」(91頁)、「(3)計画段階配慮事項の調査、予測及び評価」として「ア 大気質の調査」(91頁)、「イ 大気質の風下着地濃度の予測」(92頁)、「ウ 大気質の評価」(92頁)、「(4)本件配慮書の作成、神奈川県知事の本件配慮書についての意見及び本件事業者の対応」(92頁)、「(5)評価項目の選定」(93頁)、「(6)合理化ガイドラインの適用」として「ア 排ガスの影響」(94頁)及び「イ 温排水の影響」(95頁)、「(7)評価項目の調査、予測及び評価の手法の選定」(95頁)、「(8)本件方法書の作成、神奈川県知事の本件方法書についての意見及び本件事業者の対応」(98頁)、「(9)本件準備書の作成、神奈川県知事及び環境大臣の本件準備書についての意見並びに本件事業者の対応」(99頁)、「(10)本件評価書の作成及びその内容」(100頁)である。

これらの事実に係る認定は、いずれも環境影響評価に係る計画段階配慮書等

の記載内容自体の認定にとどまり、控訴人らが原審にて主張立証をしていた地球温暖化の危機は全く認定しておらず、この点でも原判決には、重大な事実について遺脱がある。

## 2 原判決は地球温暖化の危機を全く認定していないこと

### (1) はじめに

控訴人らは、訴状や原告準備書面15、原告準備書面25等で、繰り返し、地球温暖化によって控訴人らに生じた具体的な被害、そのほかの日本各地の被害、世界各地の被害、また地球温暖化に関する科学的知見の内容及び集積の状況、地球温暖化に関する世界の判例を主張してきた。

しかし、原判決は次で示す具体的な各事項について、控訴人らが証拠をもって主張したにもかかわらず、全く認定をしていない。したがって、この点でも原判決は重大な事実の遺脱があり、違法である。

### (2) 原判決は地球温暖化の事実自体を正面から認定していないこと

原判決は、第2・2・「(5)パリ協定及び温室効果ガス削減についての日本の目標」において、パリ協定2条1項(a)の内容として、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を継続して行うこと」、同4条1項の内容として「21世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するため(中略)世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的としている」と認定するのみである。

地球温暖化の事実及び進行に関しては、そもそも控訴人と被控訴人の間で、「地球温暖化の原因となる温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>の大気中の濃度は工業化前の時点では278ppmであったが、2016年には403ppmとなったこと」、「近年では年約3ppmの割合で増加していること」(訴状第4・1・(1)・8頁、被告準備書面(8)第1・1・(1)・4頁)につき、いずれも争いが

なく、自白が成立している。

しかし、温室効果ガスの大気中の濃度という、地球温暖化の事実及び進行を裏付ける重要な事実が「前提事実」・「認定事実」においていずれも認定されていない。

さらに、地球温暖化の事実をあらわす、「我が国の年平均気温が100年あたり1.19℃の上昇率で上昇したこと」、「世界の平均地上気温は産業革命前から約1℃上昇していること」が「1.5℃特別報告書に記載されている」こと（訴状第4・1・(1)、被告準備書面(8)第1・1・(1)）も、控訴人と被控訴人の間で争いがないにもかかわらず、また、上記と同様地球温暖化の事実・進行を裏付ける重要な事実であるにもかかわらず「前提事実」・「認定事実」のいずれにおいても認定されていない。

加えて、地球温暖化に関する第5次報告書（2013～14年）（甲11）や2018年10月公表の1.5℃特別報告書（甲12）中の「気候システムに対する人為的影響とその温暖化は疑う余地がなく、1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものであること」、「人間活動によるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガス排出等がもたらした温暖化」なども、控訴人と被控訴人の間で争いがない（訴状第4・1・(2)・10頁、被告準備書面(3)第2・4・(2)・イ・6頁）。また、これらの事実は、我が国もその内容を認めているIPCCが示した見解であり、我が国の環境政策の基礎となる認識であり、非常に重要な事実である。にもかかわらず、原判決は、「前提事実」・「認定事実」ともに認定していない。

本件においては地球温暖化の事実及びその進行に関しては、原告適格や本件環境アセスメントの適法性を考慮するにあたり認定が欠かせない、大前提となる事実である。しかし、原判決は、地球温暖化の事実及びその進行まで真正面から認定をしておらず、この点で重要な事実について遺脱があり、破棄が免れない。

### (3) 地球温暖化による甚大な被害の発生

#### ア 控訴人と被控訴人（一審原告被告）の主張

また原判決は、地球温暖化による生じる甚大な被害についても、控訴人と被控訴人（一審原告及び被告）に争いがないにもかかわらず認定をしていない。

まず、被控訴人においても、「そして、近年、異常豪雨による斜面崩壊、巨大台風による猛風雨や高潮被害などの異常気象による災害、高温による熱中症の多発など、世界各地で気候変動による生命・健康・財産への被害が現実的なものとなっている。」（訴状第4・1・（2）・10頁、被告準備書面(8)第1・2・6頁）という点は争いがなく、さらに、「被告としても、近年の異常気象の発生の一因に気候変動があること、地球温暖化の進行に伴い、気象災害のリスクが増加する懸念があること、また、地球温暖化問題は自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものであり、人類の生存基盤に関わる重要な問題であることについて、争うものではない。」（被告準備書面(8)第1・2・6頁、下線は控訴人代理人）。

このように、被控訴人であったとしても、地球温暖化の問題が人類の生存基盤に関わる重要な問題であることは認めているのである。

そして、本件新設発電所の稼働によって、約726万t-CO<sub>2</sub>/年もの大量の温室効果ガスである二酸化炭素が排出され、この地球温暖化を深刻化させるのであるから、地球温暖化の進行により甚大な被害が生じることは審理に重要な事実であり、認定が必須である。

したがって、控訴人と被控訴人（一審原告被告）の主張という観点においても、原判決は地球温暖化により生じる甚大な被害を認定すべきであるが、何ら認定されていない。

#### イ 気候変動による日本各地の被害についても何ら認定をしていないこと

また、原判決は控訴人らが書証ともに主張している気候変動による日本各地の被害についても何ら認定していない。

この点、控訴人らは、訴状、原告準備書面3、原告準備書面15、原告準備

書面25等において、繰り返し、地球温暖化による気候変動が日本各地にもたらした被害を主張してきた。

たとえば、原告準備書面15・第1・2・(1) (23ないし47頁)では、以下の通り、日本各地で1000人を超える死者まででている熱中症被害(甲16・甲17)がでていることについて述べた。

	2018年	2019年	2020年
7月	1077名(確定数 <sup>1</sup> )	75名	183名
8月	402名	832名	1113名
6月から9月合計	1531名	1144名	1433名

#### 熱中症による死亡者数

また、原告準備書面15・第1・2・(2)では深刻かつ重大な豪雨災害を受けるおそれがあること(甲208の1頁及び3頁、4頁等)、以下の表のとおり、平成24年7月九州北部豪雨～令和2年7月豪雨など、近年顕著な豪雨災害が生じていること、全国で観測史上1位の降水量強風等が毎年のように更新され、更に堤防決壊・河川氾濫も続発していること、そして、これらの気象災害により、多くの人の命が奪われ、家屋が喪失していることを述べた。

名称	地域	被害家屋	犠牲者	被害
平成24年7月九州北部豪雨	九州北部	全壊227件、半壊303件、一部破損239件、床上浸水4492件、床下浸水8003件	30人	九州北部の複数地点で7月の月平年値を超える降水量を観測、複数地点で72時間降水量等を更新。山腹崩壊による土石流。
平成25年8月秋田・岩手豪雨	東北	全壊12棟、床上浸水315棟	8人	秋田・岩手両県で観測史上最大の雨量。日本海の海面水温が平年と比較して約1～2℃高かったことも大気下層の水蒸気量をほとんど失わずに日本海を北上できた理由のひとつ

1 原告準備書面3で指摘した死亡数は速報値である。

平成26年 8月豪雨	中国・四 国	住家全壊179件、半壊 217件、一部破損190 件、床上浸水1086件、 床下浸水3097件	77人	台風が相次いで日本に接近し、また前線 が停滞したことで、全国各地で連日大雨 となり、各地で観測史上1位の降水量を 観測。広島県などを中心とする大規模な 土砂災害。
平成27年 9月関 東・東北 豪雨	関東・東 北	全壊81件、半壊7090 件、一部破損384件、床 上浸水2523件、床下浸 水2113件	20人	9月7日から11日までの総雨量が、9月の 月降水量の平年値の2倍を超える大雨。 鬼怒川の堤防が決壊するなど茨城県・栃 木県で浸水被害。
平成29年 7月九州 北部豪雨	九州	全壊338件、半壊1101 件、一部破損89件、床 上浸水223件、床下浸水 2009件	44人	福岡県朝倉市や大分県日田市等で、7月 の月降水量の平年値を超える降水量が2 日間で観測されるなど局地的な被害をも たらした（死傷者や家屋被害のほとんど が福岡県及び大分県に集中している。） ほか、九州全体に被害をもたらした。
平成30年 7月豪雨	西日本 (四国中 国)	全壊6767件、半壊11243 件、一部破損3991件、 床上浸水7173件、床下 浸水21296件	237人	観測史上の1位の24時間・48時間・72時 間降水量を多くの地点で更新。水害被害 1兆1580億円。1982年以降の豪雨災害時 の雨量と比べて極めて大きく前例ない
令和元年 房総半島 台風 <sup>2</sup>	千葉県	全壊95件、半壊877件、 床上浸水904件、床下浸 水4739件	4人	千葉県で瞬間風速57.5m/sなど観測史 上1位の強風。2週間以上の大規模停電。 停電中の熱中症。
令和元年 台風19 号	東日本	全壊3280件、半壊29638 件、一部破損35067件、 床上浸水7837件、床下 浸水23092件	99人	多摩川、千曲川、阿武隈川などの一級河 川を含む140か所の堤防が決壊し、各地 で浸水被害。
令和2年 7月豪雨	九州 (熊本、 中部)	全壊1621件、半壊4504 件	84人	観測史上1位の24、48、72時間降水量を 多くの地点で更新、球磨川・筑後川・飛 騨川・最上川などの大河川が氾濫。

<sup>2</sup> 原告準備書面6(1)の34頁でも述べたが、気象庁が台風名称を定めたのは、1977年（昭和52年）台風  
9号以来である。

そして、気象庁気象研究所、東京大学大気海洋研究所、国立環境研究所の研究チームによれば、二酸化炭素に起因する地球温暖化の影響がなければ、2018年7月の猛暑の発生確率は、ゼロであるとされている（気象庁気象研究所、東京大学大気海洋研究所、国立環境研究所「平成30年7月の記録的な猛暑に地球温暖化が与えた影響と猛暑発生の将来見通し」2019年5月21日・甲21）ことが明らかとなっていること、イベント・アトリビューションという科学的調査手法を基に調査がなされた、平成29年7月九州北部豪雨及び平成30年7月西日本豪雨の発生につき、その発生した季節・地域における大雨の発生確率が地球温暖化の進行に伴ってそれぞれ約1.5倍及び約3.3倍となっていたことが明らかになった（甲199号証）。これらの点は、被控訴人でさえも争えないにも関わらず（被告準備書面(8)第1・2・6頁）、原判決は何ら認定していない。

また、原告準備書面6（2）において詳述した通り、**深刻かつ重大な日本近海での漁業被害が生じていること**などが明らかとなり、その点は被控訴人も争っていないが、「前提事実」及び「認定事実」ともに何ら言及されていない。

地球温暖化によって、現に日本国内で甚大な気象災害が生じ、国民の生命・身体・財産という重大な法益が具体的に侵害されている状況の中で、上記の事実は重要な間接事実となるが、原判決は全く見落としているのである。

#### ウ 気候変動による世界各地の被害についても何ら認定をしていないこと

さらに、控訴人らは、原告準備書面15第1・1（11～21頁）で、世界各地で頻発する熱波、世界で続発する洪水被害などについても詳細に明らかにした。そのなかでも例えば、2021年6月末の米国やカナダの熱波は「人為的な気候変動の影響なしには説明がつかない」とされており（甲206）、このような異常な気象が地球温暖化の進行によるものであることは世界的に明らかになっている。

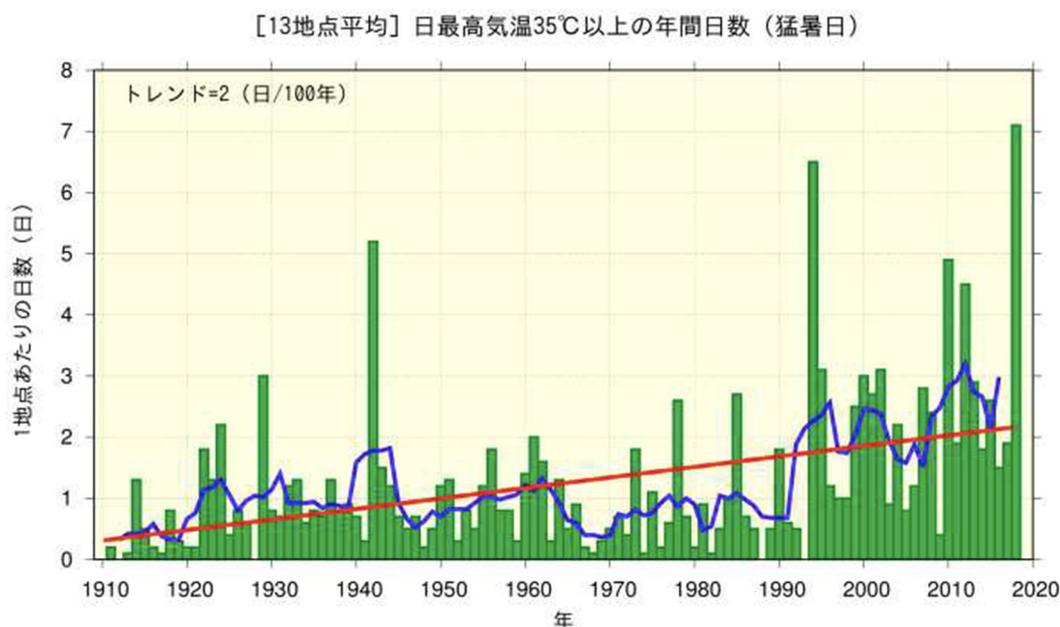
こういった状況中で本件新設発電所が稼働した場合、約726万t-CO<sub>2</sub>/年も二酸化炭素が排出され、地球温暖化を進行させるのみならず、日本が批准するパリ協定を踏まえた2030目標、2050目標の達成もなしえない。

したがって、原告適格及び本件処分の適法性を判断するにあたっては、気候変動による世界各地の被害について認定が必須となるが、原判決は何らも考慮も認定もしていない。

### 3 控訴人らの居住する横須賀地域における被害・悪影響について

#### (1) 控訴人らが気温上昇による生命健康の具体的被害のおそれさらされていること 生命に危険のある猛暑が発生していること

近年、日本においては日最高気温が30℃以上となる真夏日及び35℃以上となる猛暑日の日数が、特に1990年代半ばを境に増加している。



日本の年平均気温偏差の経年変化 (1898～2018年)  
「気候レポート2018」 37頁

原告準備書面15・47頁でも述べたように、気温が上昇すれば、屋内外に関わらず、人はその活動によって脱水症状等が進み、熱中症を発症するリスクが高まる。そして、熱ストレスによる死亡リスクは、現在の水準で温室効果ガスの排出およびこれに伴う地球温暖化の進行によって、2倍以上に増加する<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> 環境省ほか「『日本の気候変動とその影響』 (2018年2月)」 107頁  
([http://www.env.go.jp/earth/tekiou/report2018\\_full.pdf](http://www.env.go.jp/earth/tekiou/report2018_full.pdf))

とりわけ、2018年の日本は記録的な猛暑に襲われ、全国各地で40℃を超える気温が観測された。

## (2) 三浦半島における降水量の増加

ア 三浦半島は比較的降水量が少ない地域であったが、以下の原告本人尋問の結果から明らかのように、同地域における降水量は年々増加している。

「二、三年前ぐらいからでしょうか、台風のときですとか、雨が降ると豪雨というか、尋常じゃない振り方で、家にいて、屋根に穴が開くんじやないかというぐらいものすごい雨の量が多い」（原告橋本尋問調書4～5頁）

そして、原告橋本が「その音がものすごくて、私は3年ほど前に初めて豪雨によって恐怖を覚えるというか、そんな思いがした」と述べるように（同調書4～5頁）、控訴人らは日々進行する地球温暖化の恐怖にさらされているのである。

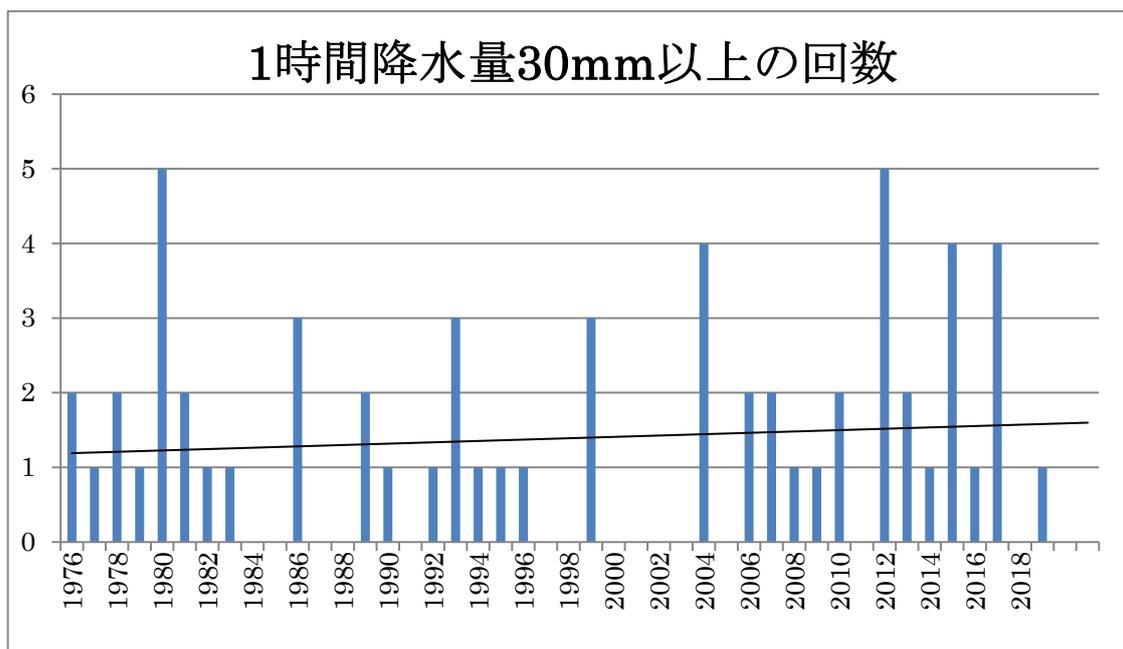
イ 統計的に降水量の増加が明らかであること

アメダス三浦観測所の観測結果によれば、1年間に、1時間雨量が30mmを超えた回数は近年その頻度を増しており、2017年には時間最高雨量が70mmを超える日が観測され、過去20年間に観測されたことのないような雨量の増大<sup>4</sup>が見られる。

---

4

[https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/rank\\_a.php?prec\\_no=46&block\\_no=0392&year=&month=&day=&view=](https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/rank_a.php?prec_no=46&block_no=0392&year=&month=&day=&view=)



三浦における1時間雨量30mmを超えた回数（アメダス情報をもとに、原告弁護団作成）

以上のとおり、近時の降水量の増加は単なる控訴人らの危惧にとどまらず、統計的に明らかな具体的危険として存在しているのである。

### （3）台風の強大化

ア 次頁の写真は、控訴人武本が居住する葉山町の葉山森戸海岸の波消しブロックの役割を担うテトラポットである。同図中には石積みの防潮堤が確認できるが、本来、テトラポットは防潮堤の奥側に存在していた。しかし、台風の高波等により、テトラポットは防潮堤を乗り越えて、陸地側に打ち上げられたのである（原告武本調書15頁、甲232の写真12）。



防潮堤に乗り上げたテトラポット

このように従来の防災設備では対応できないほどに台風が強大化しているのであり、これによって控訴人らの平穏な生活が脅かされているのである。

イ 台風の強大化が観測結果及び科学的な分析からも明らかであること

2019年、気象庁は約40年ぶりに、千葉県に上陸した台風（同年9月）について顕著な災害を起こした自然現象として「令和元年房総半島台風」という名称を定めた。同台風では瞬間風速57.5m/sという千葉県で観測史上1位の強風が観測され、千葉県内で2週間以上の大規模停電が発生したほか、同年10月の令和元年台風19号については各地の一級河川で140カ所の堤防が決壊するなど、各地で従来の防災設備では対応できないほどに台風が強大化している（原告準備書面15・31～32頁）。

そして、今後も、台風が強大化し、台風被害が増加していくことは、IPCCや環境省等の科学的にコンセンサスのとれたシミュレーション結果からも明らかである（同書面42～43頁）。

（4）三浦半島における土砂災害のおそれ

ア 控訴人らが直面した土砂災害による生命・財産侵奪のおそれ

2021年7月には東海地方・関東地方南部を中心とした記録的豪雨が発生

した。控訴人らが居住する横須賀市周辺でも、三浦（最も近い気象観測点）で、それぞれ日降水量87.0mm、91.5mm、121.0mm、7月2日及び3日の1時間最大降水量がそれぞれ30.0mm及び29.5mmを記録した<sup>5</sup>。

同大雨に伴い、控訴人らが居住する三浦半島でも土砂災害が頻発した。控訴人鈴木の自宅そばでは、がけ崩れが発生し、草木に覆われていた斜面土砂が崩れ落ち、下部の畑に流れ込む被害が発生した（控訴人鈴木調書13～14頁）。傾斜地の上部も下部も畑であったことから人的被害は発生しなかったものの、付近には人家があり、土砂崩れの場所が異なれば、大きな被害が発生してもおかしくない状況であった（同調書14頁）。



控訴人鈴木陸郎の自宅のそばで起きたがけ崩れ

更に、逗子市の横浜横須賀道路逗子IC付近で土砂崩れが発生し同道路が通行止めになったほか（原告準備書面15、28～29頁、控訴人橋本調書7頁）、2014年6月豪雨の際には横須賀市ハイランド一丁目市道沿いのがけで幅35m高さ20mにわたって崩落し道路を寸断する被害が発生するな

---

<sup>5</sup> 気象庁の過去の気象データ検索を利用した（検索条件：神奈川県三浦、2021年7月）。

ど、控訴人らの生活に必要なインフラに対する重大な支障も発生している（甲100、控訴人橋本調書6頁）。

#### イ 控訴人らが居住する三浦半島は地質的、都市計画的に特に土砂災害のおそれが高いこと

控訴人らが多く居住する横須賀市、逗子市及び葉山町は、三浦層群逗子層等によって構成されており、神奈川県内でも急傾斜地崩壊危険区域と地滑り防止区域が集中していることで知られている（甲223-1ないし3）。そして、横須賀市・三浦市では、住居が傾斜地に存在し、あるいは背後に山がせり出すような場所に存在し（控訴人鈴木調書14頁、控訴人橋本調書9～10頁、甲40～42、甲45～47）、また、都市開発に伴う大規模な切土による崩壊が顕著な地層の上に、住居がある。

#### (5) 横須賀周辺地域の地質は崩れやすい、大雨により土砂災害が起きやすいという特徴

このような自然的・都市計画的な地質の特徴から、横須賀周辺地域の地質は崩れやすい、大雨により土砂災害が起きやすいという特徴があり、前記

(1)、(2)を踏まえれば、控訴人らが土砂災害により生命財産等を侵奪されるおそれは高く、科学的にもリスクが高いことが裏付けられているといえる。

#### 4 海の危機～海の生態系が壊れ海中観光業者と漁業者がその生業手段を奪われつつあること

##### (1) 控訴人武本の一審での原告本人尋問結果より明らかになったこと 三浦半島における海洋生態系の変化

三浦半島においても海洋生態系に大きな変化が発生していることが原告武本の供述から明らかになった。

三浦半島周辺の海域においてはかつては冬場に海水温が12度以下まで下がっていたが、近年は14℃、15℃を推移しており、冬の海水温が下がらない状態となっている。海水温が下がらない為、海藻類の着床が進まず、また魚が

冬場も摂餌行動を続け、冬場に繁茂するはずの海藻類を食べつくしてしまうことが相まって海藻類が減少してしいる。

このような経過で海底がむき出しの状態になることを「磯焼け」というが、三浦半島周辺の海域の各地で磯焼けが進行していることが確認され、地域の名産であったひじき等の海藻類がとれなくなったほか、藻場で摂餌をしたり、繁



左：海藻の繁茂が水面から見えるほどの江の島の海（2012年2月撮影 水温13度）  
右：しかし今は岩肌だけになった姿、海藻はない（2020年3月1日撮影 水温17度）

殖するウニ、貝類、甲殻類の数が減少する、成長しないなど深刻な海洋生態系の変化を招いているのである（以上につき、原告武本尋問調書6～11頁、12～13頁）。

## （2）原告番号47の控訴人（小松原哲也）の一審での原告本人尋問結果より明らかになったこと

原告番号47の原告小松原哲也（以下「原告小松原」という。）は、横須賀

港及び久里浜港周辺の東京湾海域において、漁業法上の漁業権を有している横須賀市東部漁業協同組合横須賀支所に所属する漁業者で漁業に従事してきた者であり（原告小松原尋問調書1頁）、主に潜水漁業と底引き網漁をし（原告小松原尋問調書2頁）、かつては、海藻の採取（原告小松原尋問調書6頁）、サヨリ網漁（原告小松原尋問調書7～8頁）、アナゴの土管漁・タコツボ漁（原告小松原尋問調書10頁）、アワビやサザエの採取（原告小松原尋問調書10頁）、クルマエビ・シャコ漁（原告小松原尋問調書11頁）などをしてきた。

しかし、第一に、海水温の上昇によって、潜水漁の対象となる、ミル貝、タイラ貝、ナマコが激減し、タイラ貝は「無に等しい。ない」状況となり、ミル貝も以前より半分以下（従前は120キロから150キロ採れたのが、現在は、50キロ）となっている（原告小松原尋問調書4頁）。

第二に、底引き網漁も、その主な対象であった、高級魚で高く売れた、かつては1回で600枚くらい、1日で2000枚・500kgくらい取れた、イシガレイ、マコガレイ<sup>6</sup>が「無に近い」状態となっており（原告小松原尋問調書6頁）、エボダイも小さいものしか取れなくなっている（原告小松原尋問調書6頁）。カレイ類の漁獲高が海水温上昇によって激減していることは、原告準備書面6（2）の41頁以下に詳述したが、東京湾の海水温が秋冬季になっても下がらないので、鉛直混合が遅れ、貧酸素水塊解消が遅秋化し、マコガレイのふ化や成長に大きな影響を及ぼし、それが漁獲量の大幅な減少（1980年代2100t→近年は300t、85.71%以上の減少）を引き起こしていることが一つの大きな原因とされている（石井光廣「高水温が生物に与える影響について「マコガレイ」」東京湾の漁業と環境第8号、19-20頁、2017・甲142-3、一色竜也「東京内湾におけるマコガレイの長期資源変動について」神奈川県水産技術センター研究報告第9号、2018年・甲147、農林水産省平成26年度委託プロジェクト研究成果発表会2014・甲112の小埜恒夫（水産総合研究センター）「海」

---

<sup>6</sup> マコガレイは、夏場の最高級白身魚として知られ、イシガレイともども、高値で売れる魚である。

の変化 I 水温・海流・鉛直混合」甲112の2)。

さらに、海藻の採取については、安浦漁港のあたりのワカメは、「田戸ワカメ」と呼ばれ、皇室献上品とされるほど、上質なものだったが、まったく採取できない状況となり、テングサ、ツノマタ、アラメ、ホンダワラ、ヒジキも取れなくなった。その原因は海水温の上昇である（原告小松原尋問調書7頁）。

サヨリ網漁は、観音崎から金田湾のあたり（本件新設発電所の予定地の久里浜はほぼその中央）で行なっており、かつては、一晩で1トン取れるほどであったが、海水温が上昇して、磯枯れし、今はほとんど採取できなくなっている。その原因としては、温排水が大きい（原告小松原尋問調書8～10頁）。

また、かつては、本件発電所の近辺の久里浜少年院の沿岸付近から鴨居の沿岸あたりで、アワビやサザエの採取をしており、かつては、漁に出ると50キロから60キロ取れたのが、アワビやサザエの餌になるアラメが育たなくなり、それでアワビやサザエが激減し、取れなくなった（原告小松原尋問調書10～11頁）。

高級食材であるクルマエビ・シャコの漁も、かつては、一晩で15、16貫取っていたのが、今は取れなくなった（原告小松原尋問調書11頁）。

そうした結果、2006年には、約3415万円（甲250）あった漁獲高が、2019年時点で、746万円と大きく減少した（甲251）（原告小松原尋問調書12～13頁）。

以上のように、原告小松原は、旧発電所から出された温排水および地球温暖化による海水温の上昇によって、重要な生業手段である水産資源が不可逆的な形で深刻に破壊され、漁業者としての生業手段を奪われたのである。

### （3）原判決が以上の点を認定から欠落させていること

しかし、以上の点は、原判決には全く認定されていない。極めて具体的、かつ、深刻な被害が認定できるのにそれを欠落させることは明らかに不相当である。

## 5 小括

上記のとおり、原判決は地球温暖化の進行による各地の甚大な被害、控訴人らの被害を認定していないのみならず、地球温暖化の事実さえも真正面から認定していない。そして、控訴人ら個人に生じている被害及び被害を生じるおそれといった、控訴人らの原告適格及び本件処分の適法性を判断する重要な諸事実を何ら認定していない。以上の点で原判決には重大な事実の遺脱があり、違法である。

### 第3 原審事実審口頭弁論終結後も地球温暖化による甚大な被害が確認され、排出が続けば、さらに拡大が予測されていること

#### 1 気候変動は既に、人間が居住する世界中の全ての地域で影響を及ぼしていること

2023年3月20日、IPCC第6次評価報告書（AR6）統合報告書（甲316号証）が公表された。これは、同第5次評価報告書（2013～2014年）（甲11号証）以降の「1. 5℃特別報告書（2018年。甲12号証）、土地関係特別報告書（2019年）、海洋・雪氷圏特別報告書（2019年）と第6次評価報告書第1作業部会報告（自然科学的根拠。甲313号証。2021年8月）、第2作業部会報告（影響、適応、脆弱性。2022年2月。甲258号証）及び第3作業部会報告（緩和。甲314号証、315号証。2022年4月）を統合したものである。

AR6第1作業部会報告（甲313号証）では、

「人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で多くの極端な気象と気候に既に影響を及ぼしている。熱波、大雨、干ばつ、熱帯低気圧などの極端現象について観測された変化に関する証拠、及び、特にそれらの変化が人間の影響によるとする要因特定に関する証拠は、AR5以降強まっている。」とされていたが、

AR6統合報告書（甲316号証）では、

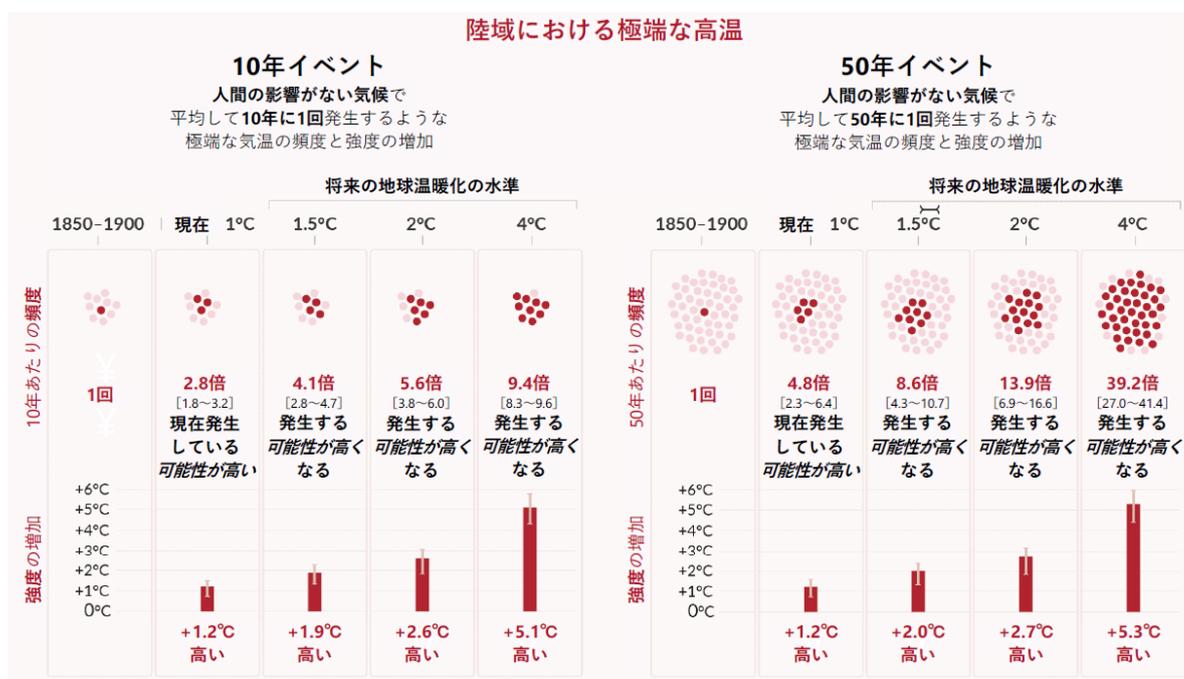
「すべての地域において、極端な暑さ事象の増加により、人の死亡率や

罹患率が増加（非常に高い信頼性）。気候に関連する食品媒介性疾患や水媒介性疾患の発生が増加（確信度が非常に高い）、生計と文化の喪失（確信度が高い）に関連する精神衛生上の課題などが指摘されている。  
気候変動による経済的損害も、農業、林業、漁業、エネルギー、観光など、気候変動にさらされるセクターで現実化」している等、その影響の広がりと深刻さが具体的に記述されている。

こうした気候変動の影響をもたらしている地球温暖化は「人間活動によることは疑う余地がない」（甲313号証）とされ、同第2作業部会（甲258号証）では「適応の限界を超えつつある」ことも示されていた。

## 2 危険な気候変動の影響の確実な将来予測を具体的に示したAR6

AR6第1作業部会報告書は、10年に一度や50年に一度といった極端な熱波や豪雨が、1.5℃の気温上昇で確実に増加、激甚化し、2℃の気温上昇ではさらに悪化することを下の図によって示していた。



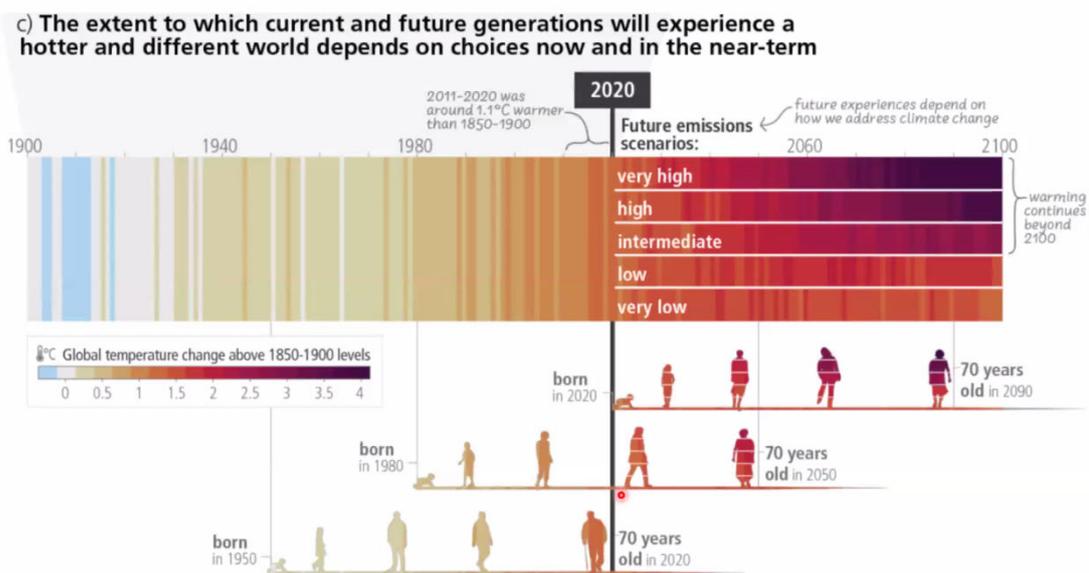
陸域における極端な高温の出現頻度と強度（IPCC AR6 WG1 SPM・図6から（甲313号証））

排出削減対策がとられずに排出量が増加し、大気中のCO<sub>2</sub>濃度が上昇することで、危険な気候変動の影響が確実に激化し、出現頻度が増すことは、IPCC第4次評価報告書でもすでに指摘されていたことである。

2019年のオランダ最高裁判決に繋がったハーグ地裁判決では、IPCC評価報告書に示されてきたこのような構図の気候変動による影響や被害は、判決当時（2015年6月）すでに、「現実で切迫した人権侵害である」と認めて、2020年の削減の重要性を指摘し、国の削減目標の引上げを命じたのである（甲82—2号証）。

さらに、今回、統合報告書に盛り込まれた、生まれた年代による2020年以降の気候変動の影響の程度について、若い世代が人生を通して、激化する気候変動の影響に晒されること、1.5℃（2℃）を超える気温上昇の場合の過酷さを示す図は衝撃的である。

若い世代はこうした過酷な気候変動の影響から逃れられないだけでなく、石炭火力が稼働し続けることによる排出削減対策の遅れによって残余のカーボンバジェットが乏しくなればなるほど、基本権行使（自由権一般）の行使に重大な制約をうけることを余儀なくされる。こうした将来の基本権に対する制約を考慮することなく、（現時点の）大量の二酸化炭素を排出することを漫然と容認することは、現時点で基本権上の正当化が必要であり、正当化しえない場合は基本権を侵害するものとして許されない（甲213号証。ドイツ憲法裁判所決定）。



(IPCC AR6 SYR, Fig.SPM.1c)

7

今の選択にかかる現在及び将来世代の温暖化環境

(IPCC第6次評価報告書 SYR 図SPM1(c)から(甲316))

### 3 気候危機の回避は脱化石燃料と再生可能エネルギーによる排出削減にかかること

同時に、AR6第3作業部会報告(甲314、甲315)は、気温上昇を1.5°Cに抑え、気候危機を回避することができ、かつ経済合理性のある道があることも示してきた。

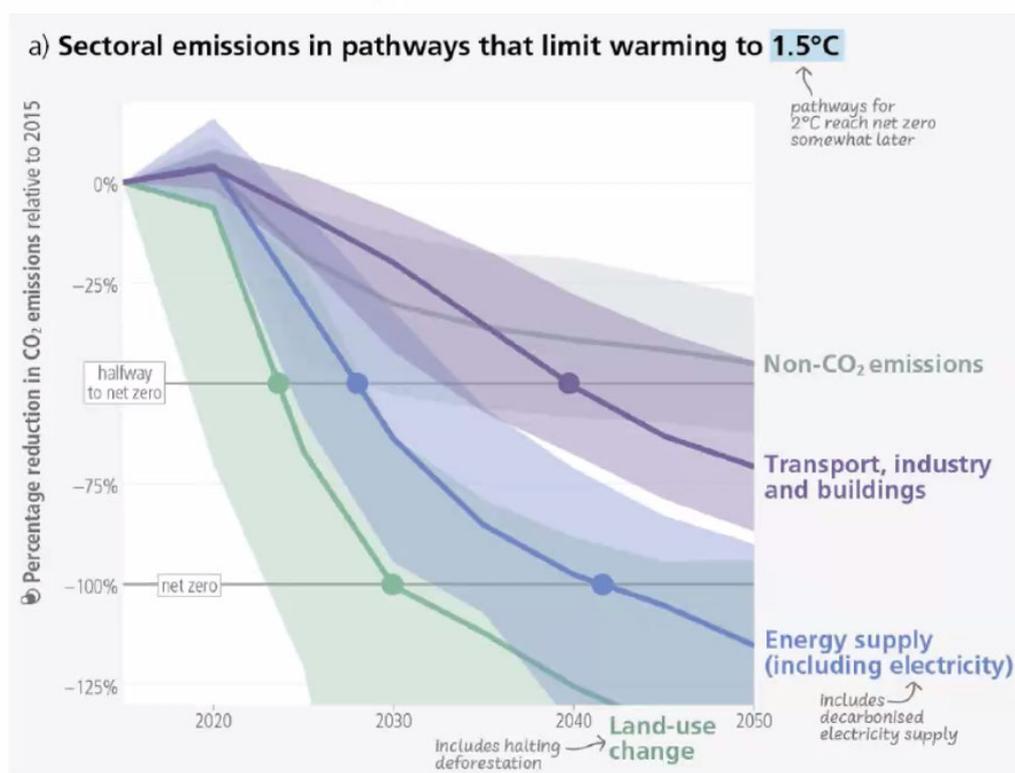
AR5報告書(甲11号証)及び1.5°C特別報告書(甲12号証)が明らかにしたように、1.5°Cの気温上昇を抑えるためには、これから排出できる上限値である残余のカーボンバジェットの範囲内に排出量を抑える必要があり、そのためには、2030年までに排出量を世界でほぼ半減させること及び2050年までには実質ゼロとする必要がある。

AR6第3作業部会は、石炭火力発電など化石燃料インフラを予定どおり稼働させると、それだけで残余のカーボンバジェットを消費してしまうことを明らかにしていた。

統合報告書ではさらに、セクターごとの排出削減の経路を図示して示してい

る。

## The transition towards net zero CO<sub>2</sub> will have different pace across different sectors



セクター別ネットゼロへの移行経路

I P C C 第 6 次 評 価 報 告 書 longer report 図 4. 1 から (甲 3 1 7)

#### 4 気候危機の回避はこの10年の排出削減の実行にかかっていること

国連グテーレス事務総長は I P C C 第 6 次 統 合 報 告 書 の 公 表 に 際 して ビ デ オ メ ッ セ ー ジ を 寄 せ、「人 類 は 薄 氷 の 上 を 歩 い て い ま す。し か も そ の 氷 は 急 速 に 溶 け つ つ あ り ま す。・ ・ 気 候 の 時 限 爆 弾 が 時 を 刻 ん で い ま す。」と、排 出 削 減 の 切 迫 性 を 訴 え、各 国 に 削 減 目 標 の 引 上 げ と 排 出 削 減 対 策 の 強 化 を 訴 え た<sup>7</sup>。

同 報 告 書 に 至 る 気 候 科 学 の 到 達 点、国 連 等 に お け る 排 出 削 減 の 国 際 枠 組 み の 進

<sup>7</sup> [https://www.unic.or.jp/news\\_press/messages\\_speeches/sg/47706/](https://www.unic.or.jp/news_press/messages_speeches/sg/47706/)

展と残余のカーボンバジェットを前提とする排出削減に関する知見、及びそのなかでの石炭火力の早期廃止の必要性等については、今後の控訴審の審理において詳述し、さらに立証していく予定である。

先進国には石炭火力を新設せず、既設発電所も早期に廃止していくことが求められている。

そのなかで、原判決が地球温暖化の危機を促進させる横須賀石炭火力発電所の建設を追認する判断をしたのは、地球温暖化の危機を脱しようとする世界の潮流に大きく掉さすものであり、影響は甚大である。

以 上